

第6回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

外国人向け宿泊施設の拡充に関する旅館業法の特例活用について

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、外国人向け宿泊施設の不足が見込まれる中、旅館業法の特例の活用の必要性が高まっている状況
 - そうした中、9月29日の都市再生分科会において、大田区が旅館業法の特例に関する条例について年内制定を目指す方針を発表。今後、サービスアパートメントの有効活用、既存のホテルと空マンション・空き家とのパッケージ化等の様々なビジネスモデルが期待
- ➡ 東京都は、国、大田区と連携して、安全性・衛生面にも配慮した全国的にリーディングケースとなる運用体制の整備に取り組む方針

大田区における旅館業法特例の活用について

～2020年初期オリンピック・パラリンピックを控え、「国際都市おおた」として
羽田空港の立地を最大限活用するとともに、地域の指定により、都市環境を保全～

外国人客向け宿泊施設の現状と課題

訪日外国人の増加

◆訪日外国人客

(H26) : 1,341万人 (前年比29.4%増)

(H32) : 2,000万人 (政府目標)

宿泊施設の不足

◆大田区内宿泊外国人(延べ)

(H25) : 9.1万人

(H26) : 13.3万人

(前年比45.5%増)

(H30) : 15 万人

(大田区目標)

◆大田区内客室稼働率

(H25) : 86.2%

(H26) : 91.0%

(前年比4.8ポイント増)

長期滞在需要

◆都内滞在日数(訪日外国人客)

(6日以内) : 57.6% (7日以上) : 42.4%

違法性への懸念

◆「民泊」仲介サービス

・旅館業法が想定しないビジネスモデル

・旅館業法の特例にも該当せず、行政が関与できない

⇒ 安全・安心面の不安

事業実施のポイント

(1) 年内条例制定後、平成28年1月から実施予定

条例案の概要

・最低宿泊日数7日の規定

・立入権限の規定 等

⇒ 行政の関与による「安全・安心面の不安解消」

(2) 事業実施地域の指定

事業者が、原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域に所在する施設(第1種住居地域にあっては3,000㎡以下)において、外国人滞在施設経営事業を実施する。

⇒ 地域指定による「都市環境、住環境保全」

外国人創業人材受入促進に関する入管法の特例活用について

○ 我が国は、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えており、今後、我が国全体の経済活性化を図るためには、外国企業の誘致による海外からの資金、優れた人材・技術等の経営資源の導入が重要課題

- ➔ 東京都は、現在、平成28年度末までに高付加価値拠点を設置する企業50社を目標とした外国企業誘致に取り組んでいる(これまで、38社から東京進出の意思決定を取得。IT、ライフサイエンス、環境分野等、業種も多岐にわたる)
- ➔ 今後は、これらの取組に加え、新規メニューである入管法の在留資格(「経営・管理」)の上陸審査基準緩和特例の活用による外国人の創業人材の受入れ促進

外国人創業活動促進事業(出入国管理及び難民認定法の特例)について

【特例の概要】

入管法上の在留資格である「経営・管理」(新たに事業を立ち上げ、経営者に就く者等への在留資格)の上陸審査基準緩和

⇒ 現行法上、外国人が上陸時に求められる要件(「2名以上の常勤職員の雇用」又は「500万円以上の投資額」)について、上陸後6月以内に充足できること等を自治体が確認した場合は、在留が可能に

【特例活用に伴う東京都の対応(平成28年1月から申請受付)】

- ・ 申請外国人の創業活動計画の確認(中小企業診断士への意見聴取等)、確認証明書の交付(→法務省が在留資格を認定(6か月間))
- ・ 創業活動期間中(6か月間)のビジネス相談対応、同計画の進捗状況の確認等(→会社設立後、法務省が在留資格を更新)

➔ 今後、在外大使館・ジェトロ等と連携した制度の周知を進め、IT・ライフサイエンス・環境等、幅広い分野の人材の呼び込みへ

(参考)東京都の外国企業誘致事業における取組

目標:平成28年度末までに特区内に高付加価値拠点(研究開発拠点または業務統括拠点)を設置する外国企業50社を誘致

誘致実績の状況

年度	H25	H26	H27	H28	合計
目標	10社	20社	15社	5社	50社
実績	11社	20社	7社※	—	38社

38社の業種別実績 : IT 15社 ライフサイエンス 12社 環境 7社 その他 4社

※ 特区進出の意思決定ベース
(平成27年9月30日時点)